

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月22日
【事業年度】	第16期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社ユーザーローカル
【英訳名】	User Local, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 将雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03-6435-2167（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理部長 岩本 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号
【電話番号】	03-6435-2167（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 管理部長 岩本 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	966,595	1,099,036	1,333,571	1,667,483	2,088,190
経常利益 (千円)	377,364	467,583	529,966	658,133	850,689
当期純利益 (千円)	260,755	301,010	325,337	419,871	615,465
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	529,507	534,097	578,469	1,132,997	1,165,562
発行済株式総数 (株)	3,618,100	3,654,700	3,722,450	7,826,100	7,942,800
純資産額 (千円)	1,850,992	2,161,182	2,425,153	3,938,164	4,706,020
総資産額 (千円)	2,066,340	2,468,046	2,739,478	4,419,289	5,277,278
1株当たり純資産額 (円)	127.90	147.84	164.13	253.55	297.81
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	5.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.81	20.68	22.05	27.60	39.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	17.50	19.46	21.06	26.62	38.29
自己資本比率 (%)	89.6	87.6	88.5	89.1	89.2
自己資本利益率 (%)	18.1	15.0	14.2	13.2	14.2
株価収益率 (倍)	114.04	76.87	83.78	64.49	55.24
配当性向 (%)	-	-	-	-	6.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	312,937	419,299	385,387	621,629	696,732
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	48,031	33,875	92,022	23,064	100,094
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	546,570	9,180	115,117	989,486	64,990
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,873,339	2,267,944	2,446,192	4,034,243	4,695,872
従業員数 (人)	36	49	56	69	76
(外、平均臨時雇用者数)	(15)	(13)	(10)	(9)	(18)
株主総利回り (%)	-	74.1	86.1	83.0	101.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(109.7)	(100.6)	(103.8)	(132.1)
最高株価 (円)	14,090	8,890	3,945	4,945	2,295
			(7,800)		(5,520)
最低株価 (円)	7,470	5,200	3,400	1,807	2,149
			(4,175)		(3,325)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第12期から第15期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第12期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、2019年11月27日以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
8. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。第14期及び第16期の株価については、株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
9. 当社は、2017年3月30日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第12期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、代表取締役社長である伊藤将雄が2005年9月に設立しております。その後、伊藤は早稲田大学大学院国際情報通信研究科に入学し、当大学院での研究成果であるインターネットユーザーのアクセス履歴の解析及び可視化技術を用いたサービス提供を2008年12月より当社にて開始しております。当社の前身である有限会社ユーザーローカル設立以降の主な沿革は以下のとおりです。

2005年9月	有限会社ユーザーローカルを東京都千代田区に設立
2007年8月	株式会社ユーザーローカルへ組織変更（有限会社を株式会社化）
2008年12月	アクセス解析ツール「User Insight」リリース
2011年5月	東京都渋谷区に本社移転
2012年1月	ソーシャルメディア分析ツール「Social Insight」リリース
2013年5月	東京都目黒区に本社移転
2013年10月	ヤフー株式会社「Yahoo! アクセス解析」にアクセス解析ツールのシステム提供を開始
2013年12月	ニフティ株式会社「ココログ」にアクセス解析ツールのシステム提供を開始
2015年5月	メディア向け解析サービス「Media Insight」リリース
2016年11月	東京都港区に本社移転
2017年2月	サポート業務支援システム「サポートチャットボット」リリース
2017年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年11月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2021年9月	東京都品川区に本社移転

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、大量のデジタルデータ（以下、「ビッグデータ（注1）」といいます。）や人工知能（以下、「AI（注2）」といいます。）を活用したプラットフォームサービスを提供しております。具体的には、Webアクセス解析ツール「User Insight」、ソーシャルメディア解析ツール「Social Insight」、問い合わせ対応業務等の支援ツール「Support Chatbot」等のサービス提供を通して、顧客企業の意味決定や業務効率化、働き方改革を支援しております。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 当社をとりまく事業環境

スマートフォンをはじめとしたあらゆるデバイスがインターネットに接続されることにより、大量のデジタルデータが日々生成されております。特に近年では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」といいます。）の発展により、個人の感情や反応を含んだ定性的な情報についてもビッグデータとして認識されつつあります。企業経営やマーケティング活動等においては、こうしたビッグデータを有効に活用することがますます重要になってきていると考えられます。また、国内生産人口の将来的な減少による経済規模の縮小懸念があることから、データとAIを利用した生産性の向上や自動化が求められつつあると認識しております。こうした事業環境のもと、当社としてもAI技術の開発を積極的に進めており、とくに機械学習（注3）の中でもディープラーニング（注4）を使うことにより、過去のデータをもとにしたオペレーションの自動化を目指しております。

(3) 提供サービスの主な特徴

大規模データの高速処理

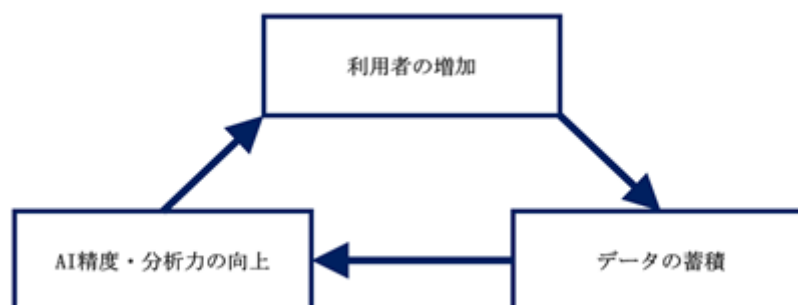
収集したビッグデータを分類・解析・可視化することができます。顧客企業の「データによる的確な意思決定」を支援するためには、直感的にわかりやすい解析結果を提供することが重要であると考えております。

AIによる分析・精度の向上

当社サービスは蓄積したビッグデータとAIによる機械学習により、提供サービス品質を向上させております。具体的には、利用者数が増加することでより多くのデータが蓄積され、このデータとAIによる機械学習を活用することにより、AIの精度や解析能力の向上につながります。




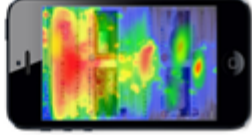


導入のしやすさ

当社では、SaaS（注5）形態でのサービス提供を行っております。それにより、顧客企業にとって導入がしやすくかつ低価格でサービスを提供することができ、幅広い顧客へのサービス提供が可能になると考えております。



(4) 提供サービスの概要

当社が提供している具体的なサービスは以下のとおりです。

サービス名			
内容	WEBサイト分析 PC・スマホサイトの使いやすさを改善するアクセス解析ツール 	SNS分析 SNSデータを分析するソーシャル解析ツール 	チャットボット 顧客サポート業務を自動化するAIチャットボットツール 
契約形態	SaaS		

User Insight (ユーザーインサイト)

User Insightは、ヒートマップ(注6)によるユーザー行動の可視化・分析に対応したアクセス解析ツールです。Webサイトを訪れたユーザーが、どこをクリックしているか、どのコンテンツがよく見られたか、といったユーザーのページ内行動を解析し、それらをヒートマップという手法を用いて可視化することができます。また、当社に蓄積されたビッグデータとAIを活用することで、より詳細なユーザー分析を提供しております。

主な機能は以下のとおりです。

ヒートマップ解析	Webサイト訪問者の閲覧頻度が高い「熟読エリア」、どのリンクが実際に注意を引きクリックされているのかを表す「クリックエリア」、ページのどこまでを表示しているのかを示す「終了エリア」等をヒートマップにより可視化します。
ユーザー属性分析	Webサイト訪問者の年齢、性別、接続元地域、訪問頻度、インターネットの利用頻度等を推測し、大まかな比率を明らかにすることにより、どのコンテンツがどのユーザー層に訴求しているかを分析します。
組織分析	Webサイトがどのような組織から閲覧されているのか、どのような業界からのアクセスが多いのか、組織別・業種別にアクセスを解析します。
広告効果測定	広告経由のクリック数や、広告経由での会員登録、商品購入といったコンバージョン及びCVR(注7)を分析します。 直接のコンバージョンだけでなく、間接効果のあった広告の履歴を全件確認することも可能です。
スマートフォン解析/携帯解析	PCユーザーだけでなく、スマートフォンやタブレット等からのアクセスを解析します。
検索キーワード分析	検索キーワードを1語又は複合語(検索フレーズ)で解析します。 どのキーワードがどのようなユーザーに訴求しているのか、というユーザー属性分析にも対応しております。

Social Insight (ソーシャルインサイト)

Social Insightは、ソーシャルメディアの運用を支援する管理・解析ツールです。ソーシャルメディア上のビッグデータをもとにしたクチコミ分析やSNSアカウント分析、複数のSNSアカウントの一括管理などの機能を通じて、顧客企業のソーシャルマーケティング支援を行っております。

主な機能は以下のとおりです。

クチコミ傾聴(注8)分析	特定のキーワードや記事URL、ドメイン等を指定することで、そのキーワードを含む投稿を大量のクチコミデータから取得し、テキストマイニング(注9)・視覚化します。社名やブランド名といった特定キーワードの評判等を測定することで、炎上対策が可能です。
SNSアカウント分析(注10)	SNS内の自社アカウントや競合アカウントのファンの増減、推移、属性等を分析することが可能です。SNS上での発言内容や発言したユーザーの推測属性や地域分布を集計するとともに、いつ投稿すると多くの反応を得ることができるかといった時間帯分析にも対応しております。
投稿管理(注11)機能	複数SNSの自社アカウントへの投稿予約、リプライ、上長による承認が可能です。また特定キーワードについて発言したユーザーへのアクティブサポートやCRM(注12)の強化を実現しております。

Support Chatbot (サポートチャットボット)

Support Chatbotは、社内外からの問い合わせ対応に特化した業務支援ツールです。これまで電話やメールですべて人が対応していた業務の一部を、チャットボットにより自動化することができます。それにより、社内の問い合わせ対応やコールセンター等のサポート対応にかかるコストや業務工数を削減することが可能となります。また、チャットボットの会話が繰り返されることで会話ログデータが蓄積され、AIによる機械学習機能によって回答精度を向上させることができる点が特徴です。

主な機能は以下のとおりです。

チャットボット	Webサイトやメッセージアプリ、SNSアプリ等のユーザーからの問い合わせに対し、独自開発したAIによる高精度の自動回答を行います。外部システムとAPIで連携し、商品情報やステータス等をチャットボットを通して回答することも可能です。
---------	---

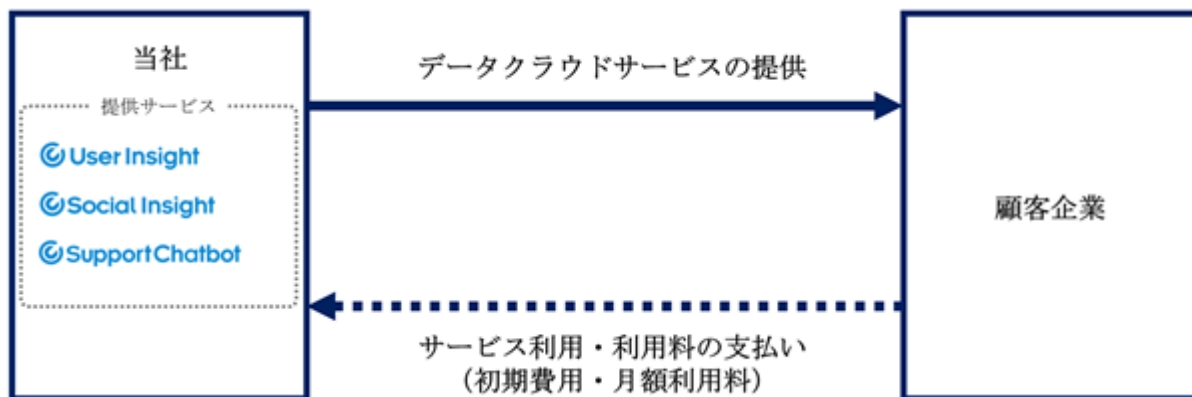
(用語注記)

注1	ビッグデータ	従来のデータベース管理ツールやデータ処理アプリケーションでは記録や保管、解析が困難な大規模かつ複雑なデータの集合です。
注2	人工知能(AI)	言語の理解や推論、問題解決等人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術やソフトウェア、コンピュータシステムです。
注3	機械学習	コンピュータやロボット等の機械にデータから反復的に「学習」させ、そこに潜むパターンを見つけ出させる技術・手法です。学習した結果を新たなデータにあてはめることで、パターンにしたがって将来を予測・分析することができます。
注4	ディープラーニング	システムがデータの特徴を学習して事象の認識や分類を行う「機械学習」の手法です。データの特徴をより深いレベルで学習し、非常に高い精度で特徴を認識できるため、人の声の認識や、カメラで撮影した画像の認識等で応用が期待されています。
注5	SaaS	Software as a Serviceの略であり、利用者がインターネットを介して必要な情報システムに係るサービスを受けるクラウドコンピューティングの一形態です。これにより、利用者は保有するデバイスへ直接ソフトウェアをダウンロードすることなくサービスを活用することができるため、インターネットへの接続環境さえあれば保有デバイスのストレージ容量やCPUの性能に左右されず円滑にデータ処理結果等の提供を受けることが可能です。
注6	ヒートマップ	データを可視化するために、行列型の数字データの強弱を色で視覚化する手法です。Webサイトにおけるヒートマップは、ユーザーのマウスの動きを追跡し、そのマウスの動きのデータを色の濃淡で表現することにより可視化しています。

注7	CVR	Conversion Rateの略であり、Webサイトの訪問者数に対し、そのサイトでの商品購入や会員登録等を行った人数の割合で、Webサイトの投資対効果を計る指標です。
注8	クチコミ傾聴	ソーシャルメディア上の投稿等を言語解析して、市場分析・競合分析・施策や広告効果のモニタリングを行うことを指します。ソーシャルリスニングともいわれます。
注9	テキストマイニング	大量の文章データを定量・定性的に分析することで、有益な情報を得る手法です。
注10	SNSアカウント分析	SNSで保有しているアカウントのフォロワー数やフォロワーの推定属性、投稿に対するリアクションの数やシェア数等を分析することを示します。
注11	投稿管理	SNSで保有している企業アカウントを複数人で管理している場合、登録したページに対しての返信（他ユーザーからのコメントや返信、メンション等）を一元管理し、複数の担当者で対応できます。
注12	CRM	Customer Relationship Managementの略であり、顧客満足度の向上等、顧客との関係性を管理する経営戦略及び経営手法を意味します。なお、当社の所属する業界においては当該経営戦略実現のために顧客の属性や過去のコメントを記録・管理し、それぞれの顧客に応じた対応を行うことを可能とする情報システムやデータベース全般を指します。

[事業系統図]

現在の当事業系統図は以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 (18)	28.1	3.5	5,560

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、データクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析するとともに研究開発を進めることで、新しい価値を創造し世界を進化させるためのサービスの創出に取り組んでおります。

(2) 経営環境

当社の既存サービスで活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高く、さらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えており、さらなる市場拡大が期待されております。

ビッグデータ・AIの活用領域の拡大

既存分野での活用期待	User Insight	・Webサイト訪問者の属性分析をさらに迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーション（注1）を実現し、CVR（注2）の向上を図る
	Social Insight	・SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーション（注3）を図る
	Support Chatbot	・カスタマーサポート等の問い合わせ業務の自動化（チャットボット（注4））
その他AI技術に期待されている活用方法の一例		<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転や運転経路のレコメンド ・金融分野での個人の希望リターン・リスク許容度に応じた自動ポートフォリオ生成 ・画像解析による状況判断支援システム ・財務数値等の自動分析による経営支援

（注1）訪問者の閲覧履歴をもとに、好みの近い消費者が買っている等、その訪問者が購入する可能性が高い商品を即時に推奨するもの。

（注2）Conversion Rateの略であり、Webサイトの訪問者数に対し、そのサイトでの商品購入や会員登録等を行った人数の割合で、Webサイトの投資対効果を計る指標のこと。

（注3）マーケティングの各プロセスにおけるアクションを自動化するための仕組みやプラットフォームのこと。

（注4）Webサイト、メッセージアプリやSNSアプリ等の利用者とコミュニケーションを行うサポート業務支援システムのこと。

これらの市場の拡大にともなって、今後さらに高度化とともに多様化する顧客ニーズへの対応力が求められるものと認識しております。当社は、これまで培ってきた知見や実績に基づく技術開発力を生かすことで競争優位性を保ち、多様化する顧客ニーズに対応したサービスの開発を進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社の経営環境に与える影響は、現時点において限定的なものではありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。現状の経営環境においては経営方針・経営戦略等を見直す必要は無いと認識しておりますが、当該感染症の経済社会に対する影響が今後さらに拡大・長期化した場合には、社会全体の生活様式の変化に伴い、経営方針・経営戦略等を見直す可能性があります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入いただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。一方で、さらなる成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、下記のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。なお、当社は適切なリスク管理を実施することで、以下のリスクの発生可能性を一定程度の低水準まで抑制できると考えており、これらのリスクが顕在化する可能性や時期、顕在化した場合に当社の経営成績等に与える定量的な影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため具体的には記載しておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生のおそれのあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済動向について

当社の提供するサービスは、顧客のマーケティング分析ツールや、業務支援ツールとして活用されております。このため景気低迷期においては、顧客業績の悪化に伴う費用削減の結果、利用者数が減少する可能性があります。このような状況においては、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

当社では、当社を取り巻く事業環境等の動向に注視し、景気低迷期における財政状態及び経営成績に与える影響の抑制に努めております。

(2) 機密情報の管理体制について

ビッグデータの解析にあたり収集される情報の中には、個人情報が含まれるケースがあるものと認識しております。また当社の提供する解析結果については、顧客の経営戦略上極めて機密性の高い情報が含まれているものと認識しております。万が一これらの機密情報の漏洩が生じた場合には、当社ビジネスの根幹への信頼性が揺らぐため、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、収集したデータの社内での機密性確保並びに漏洩防止について、必要な暗号化やアクセス制限等を行うことにより情報漏洩のリスクの回避に努めております。

(3) システムトラブルの発生リスク

当社の事業は、提供サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。何らかの障害により大規模なシステムトラブルが顕在化し、復旧遅延が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、コンピュータウイルスへの感染、ネットワークへの不正侵入、サイバー攻撃等の妨害行為によるシステムダウン、大地震や火災等の自然災害発生によるシステム障害等、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステムトラブルを回避すべく、外部業者によるシステムサーバーの管理・監視体制の構築や、バックアップ、システムの二重化等により未然防止策を実施しております。

(4) 情報取得への制限リスク

当社は、SNS等により日々大量に生成されるインターネット上のビッグデータを、当社が顧客に提供するソフトウェアを通じて自動的に収集しております。しかしながら、SNS等の運営者側の方針転換や、法的規制の強化により、情報の自動収集に制限が加わったり、禁止されたりする可能性があります。現在入手できているデータを取得できなくなることでサービスの品質が低下したり、情報の収集に対して追加コストが発生したりする場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このような事象が生じた場合には、当社は独自の方法により同様のデータの入手に努めてまいります。

(5) 知的財産権管理について

当社はこれまで、著作権を含めた知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。しかしながら、当社の事業領域において第三者が保有する知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社に対する損害賠償や使用差止め等が行われることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社で提供するサービス基礎技術については、機密性を確保するために特段特許等の申請は行わない方針としております。そのため、人員の引き抜き等により当社の技術が他社に流出し、同様のサービス展開が行われる可能性があります。また当該漏洩が生じていたとしても当社では認識できない可能性があります。当該基礎技術の漏洩が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、全役職員に対して機密保持に係る覚書を締結するとともに、競合他社のサービス内容についても定期的に確認することで、未然防止並びに事実把握に努めております。

(6) 当社ビジネスモデルについて

当社は顧客にとっての使いやすさを追求した、ビッグデータを処理し、活用するためのプラットフォームの提供を行っております。このため当該ツールは、顧客業種に依存しない汎用性の高いサービスとなっていることに加え、SaaS形態での提供となっていることから顧客側において大規模なシステム環境を構築する必要もなく、容易に導入できる仕組みとなっております。本書提出日現在では、こうした使いやすさが評価され、化学・化粧品、自動車・電気、新聞・メディア、小売、情報・通信、金融、サービス、食料品といった幅広い業種・企業等との取引実績を有しております。

本提供マーケティング分析ツールは、継続して活用することでマーケティング改善の効果確認ができ、働き方改革を推進する業務支援ツールは、多くの顧客が継続的な取引先となっているものと認識しておりますが、SaaSによる提供となっていることから、解約自体は容易に可能であります。

したがって、当社の提供するサービスが継続的に顧客ニーズに応えられない場合や、技術革新により競合他社がより良いサービス提供を行う場合等においては、顧客離れが生じ当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、こうしたリスクの具体的な内容は以下のとおりと認識しております。

顧客需要の変化について

当社の提供サービスは、顧客に関わるビッグデータを解析しその結果をレポートとして提供することで、顧客の意思決定をサポートしております。当該解析結果については、顧客の使いやすさを重視し直感的に理解しやすい形で提供しております。

しかしながら、これらの解析結果が顧客の期待する水準に届かなかった場合は、提供サービスについては当社に対する信用が揺らぐことにより顧客が減少し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の属するビッグデータ解析に係るビジネス領域は、比較的新しい分野であると認識しております。そのため、今後当社及び競合他社の提供する解析サービスの活用が一般化されるにつれて、顧客にとってより付加価値の高いサービス提供が求められるようになるものと認識しております。こうしたニーズへの十分な対応ができない場合や、競合他社が先んじて顧客ニーズをつかむ場合等には、当社顧客が減少することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。当社では、日々顧客にとってのユーザビリティを追求することで、この需要の変化に迅速に対応してまいります。

技術革新について

当社はビッグデータ解析関連技術に基づいて事業を展開しており、大量のデータに付加価値を付ける機械学習やAI活用において新たな技術開発に積極的に取り組んでおります。何らかの理由により新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合は、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、今後も本業界の先駆者となるべく新技術の検討・開発に努めてまいります。

(7) 当社事業成長の前提

当社事業は、ビッグデータの蓄積と当該データをもとにしたAIによる継続学習が前提となります。そのため、顧客企業の拡大によってより多くのデータ解析を行うことが、付加価値の創出や新サービスの開発といった当社事業成長の源泉において非常に重要な位置を占めております。足許の状況といたしましては、上述の(6)に示したように幅広い業種・企業等から継続的にデータを取得しているため特段問題は生じておりませんが、今後何らかの理由により顧客離れが生じた場合、十分かつ最新のデータ蓄積が行われなくなることによって当社サービスの付加価値が低下し、結果的に当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、より付加価値の高いサービスを提供できるよう、今後も機械学習やAI等の技術開発に積極的に取り組んでまいります。

(8) 事業規模の拡大に伴うリスク

当社の人員は76名(2021年6月末現在)に留まっており、小規模会社であると認識しております。現状は本規模に合わせた社内管理体制を敷いておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、以下のようなリスクがあるものと認識しております。

人材確保・維持について

当事業の拡大に伴い、技術者の追加採用、サービスの販売を行う営業員の増強、管理部機能強化のための経営管理に特化した人材採用等が必要となる可能性があります。一方で、インターネット関連ビジネスにおいては人材の流動性が高いため、このような人材が機動的に確保できない場合や既存人員が退職してしまう可能性があることと認識しております。計画どおりの人員が育成・確保できない場合は当事業拡大の制約要件となり、当社の成長戦略ひいては財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、人材育成プログラムの確立や、十分なインセンティブプランの設定等により、人材の育成・確保に努めてまいります。

内部管理体制の充実について

当社は、当社の企業価値を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つであると位置づけております。今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じた場合には、適切な業務運営が困難となり当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

情報システムの拡充について

今後顧客の増加や提供サービスの拡充に伴って、サーバーへの追加投資等により当社のシステムインフラを増強する可能性があります。一般的に追加システム投資を行う場合や、新たなシステムへの切り替えを行う場合、バグや不具合の発生等により一時的に十分なサービス提供ができなくなることがあります。万が一当該システム拡充に際して提供サービスに不具合が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、十分な要件設計やテストの実施並びに必要なに応じた並行稼働による対応等によって、そのような事象が生じないよう努めてまいります。

(9) 新規事業推進に係るリスク

当社では今後、当社提供サービスの基礎であるビッグデータの解析・可視化技術（ペルソナの創出技術並びにヒートマップによるアクセス解析技術等）を活用して、既存分野並びに新規分野における新サービス開発を継続的に展開していく方針です。（なお、現状期待している新サービス分野については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境」をご参照ください。）

しかしながら、各新規事業は現状構想段階であり、結果的に実現しない又は実現したとしても十分な収益が獲得できず撤退する可能性があります。当社といたしましては事前に十分な検証を行った上で開発等を開始する方針ではありますが、結果的に新規事業に失敗した場合、コストのみが計上されることから当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 調達資金の用途について

当社は、2019年11月の公募増資による調達資金の用途については設備投資資金、本社増床に係る費用、新規人材の採用及び育成費、人件費、広告宣伝費、研究開発費に充当する予定であります。

しかしながら当社の所属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待どおりの効果が上げられなくなる可能性や、場合によっては充当先の変更が生ずる可能性があります。この場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、当社では、お客様と従業員の健康・安全確保を第一に、テレワークなどの取り組みを実施し、事業継続に努めておりますが、当該影響による市況の悪化などにより、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は、現時点において限定的なものはありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。

(12) 不測の事態の発生によるリスク

地震、台風、洪水、津波等の自然災害、停電・電力不足、金融、資本市場等の混乱による経済危機、暴動、テロ等による政治の混迷など、国内外において不測の事態が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の経営成績等の状況の概要は次のとおりであります。

なお、本書提出日現在において、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であります。そのため、当社の経営戦略に変更はございませんが、経営戦略に影響を及ぼす事象の発生に留意し、引続き市場環境等の動向を注視してまいります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、国内外において依然として先行きは不透明な状況にあります。その一方で、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が社会的に強く意識されており、ビッグデータやAIの活用拡大とともに、当社の提供するサービスへのニーズや関心が高まっていくものと認識しております。

このような状況のもと、当社のコアプロダクトであるマーケティング支援サービス「User Insight」、「Social Insight」、人工知能を活用した顧客サポート業務の自動化サービス「Support Chatbot」の品質向上及び販売促進に注力してまいりました。

研究開発活動においては、ビッグデータ分析や人工知能の技術を用いてあらゆる課題を解決するため、主に自社AIアルゴリズム拡充、既存サービスへのAIアルゴリズム実装、AIサービスの新規開発に重点的に取り組んでまいりました。特にAIサービスの新規開発では、新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した課題の解決に向けた商品開発も積極的に進めてまいりました。安定的な基幹システムの構築やデータサイエンティストの育成にも引き続き注力し、サービス品質のさらなる向上を図っております。

また、営業活動においては、サービスの販売を行う人員を増員するとともに、営業管理体制やカスタマーサクセス体制の強化を行うことにより、事業拡大に向けた新規取引先の開拓等の販売促進活動に努めてまいりました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の実績は、売上高2,088,190千円（前期比25.2%増）、営業利益854,751千円（前期比24.4%増）、経常利益850,689千円（前期比29.3%増）、当期純利益615,465千円（前期比46.6%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比較し661,629千円増加し、4,695,872千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、696,732千円の収入（前年同期は621,629千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益850,689千円の計上、減価償却費26,298千円の計上、売上債権の増加22,497千円、前受金の増加72,066千円、未払金の増加17,932千円、法人税等の支払いによる支出267,472千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、100,094千円の支出（前年同期は23,064千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出19,992千円、差入保証金の差入による支出75,465千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、64,990千円の収入（前年同期は989,486千円の収入）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入65,130千円によるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前期比(%)
データクラウド事業(千円)	2,088,190	125.2
合計(千円)	2,088,190	125.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

販売実績の総販売実績に対する割合が10%を上回る相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りにつきましては「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べて857,989千円増加し、5,277,278千円(前事業年度末は4,419,289千円)となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ727,784千円増加して、4,939,373千円(同4,211,589千円)となりました。これは主に、現金及び預金の増加661,629千円、前払費用の増加26,213千円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ130,205千円増加して、337,905千円(同207,699千円)となりました。これは主に、差入保証金の増加73,565千円、長期前払費用の増加26,962千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べて90,133千円増加し、571,258千円(同481,125千円)となりました。これは主に、前受金の増加72,066千円、未払金の増加44,151千円、未払法人税等の減少28,926千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて767,856千円増加し、4,706,020千円(同3,938,164千円)となりました。これは主に、資本金の増加32,565千円、資本剰余金の増加64,917千円、利益剰余金の増加615,465千円、自己株式の処分による増加54,908千円によるものです。

経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、前年同期比25.2%増の2,088,190千円（前年同期は1,667,483千円）となりました。これは主に、当社サービスに関する認知度の向上、基幹システム拡張・強化によるパフォーマンスの向上及び営業活動の成果によるものであります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は、前年同期比24.4%増の854,751千円（同687,219千円）となりました。これは、さらなる収益獲得を目的とした広告宣伝費及び研究開発費が増加したものの、それらを上回って売上収益が増加したことによるものであります。

(営業外損益・経常利益)

当事業年度における営業外損益は、営業外収益は51千円（同115千円）、営業外費用は4,113千円（同29,201千円）となりました。その結果、当事業年度における経常利益は、前年同期比29.3%増の850,689千円（同658,133千円）となりました。

(税引前当期純利益・法人税等・当期純利益)

当事業年度における税引前当期純利益は、前年同期比29.3%増の850,689千円（同658,133千円）となりました。

当事業年度における法人税等（法人税等調整額を含む）の合計は235,224千円（同238,261千円）となりました。その結果、当事業年度における当期純利益は、前年同期比46.6%増の615,465千円（同419,871千円）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業運営上必要な資金を確保するとともに、経済環境の急激な変化に耐えうる流動性を維持する事を基本方針としております。

運転資金、サーバー等の設備投資資金については、営業キャッシュ・フローで獲得した自己資金で賄うことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施いたします。

なお、当事業年度末において借入金の残高はなく、現金及び預金の残高は4,695,872千円となり、事業運営上必要な資金及び資金の流動性は確保されていると認識しております。

キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

そのため、当社は常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社は、「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」ことを企業理念として掲げ、これまで培ってきたビッグデータ解析の知見と実績をAIと組み合わせることで、幅広い事業を展開しております。

今後の方針としましても、引き続き市場の拡大が見込まれる当該事業領域へ経営資源を投入することで中長期の持続的な成長を目指してまいります。具体的には、付加価値の高いサービス提供や優秀な人材の確保・育成といった当社の強みを生かしつつ、自社AIアルゴリズム拡充、既存サービスへのAIアルゴリズム実装、AIサービスの新規開発の3点に注力し、さらなるサービス品質の向上と安定的な事業運営に努めてまいります。今後の課題につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は各種データ活用に関する研究開発を進めております。当社の各種データ解析・活用ツール開発業務への貢献を目的とし、新規サービスの開発及びサービスの機能強化に向けて研究開発を行っております。当事業年度の研究開発に要した費用の総額は104,225千円であります。

当社の事業は、データクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、46,211千円であり、その主なものは本社移転に伴う内装工事、サーバー等の設備新設、SSD、GPU及びパソコンの購入によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社の事業はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備	23,253	37,168	-	60,422	76 (18)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在、休止中の主な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。

4. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は55,463千円であります。なお、2021年6月に本社機能を移転しておりますが、年間賃借料は移転前の賃借料も含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年9月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,942,800	15,923,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	7,942,800	15,923,700	-	-

- (注) 1. 2021年5月13日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は7,942,800株増加し、15,885,600株となっております。
2. 2021年7月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が38,100株増加して15,923,700株となっております。
3. 「提出日現在発行数」欄には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
4. 発行済株式のうち、17,200株は特定譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行した際の現物出資(金銭報酬債権53,750千円)によるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権 2016年1月29日臨時株主総会決議

決議年月日	2016年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3(うち社外取締役1) 従業員 21
新株予約権の数(個)	46,500 [40,725]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,000 [162,900] (注) 1. 6. 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525 [263] (注) 2. 6. 7
新株予約権の行使期間	2018年2月11日～2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 525 [263] 資本組入額 263 [132] (注) 6. 7
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含まない。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分自己株式数} \times \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
 - (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
 - (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - 新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
 - 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
 - 新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
 - (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。

権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで	割当個数の4分の1まで
権利行使期間の初日から1年を経過する日まで	割当個数の2分の1まで
権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで	割当個数の4分の3まで
権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降	割当個数の全部
4. 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、本定めに関わらず新株予約権者の相続人がこれを相続します。
5. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
6. 2019年5月13日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2021年5月13日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 2016年1月29日臨時株主総会決議

決議年月日	2016年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役3(うち社外監査役3)
新株予約権の数(個)	700 [700]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,400 [2,800] (注)1.5.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525 [263] (注)2.5.6
新株予約権の行使期間	2018年2月11日～2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 525 [263] 資本組入額 263 [132] (注)5.6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分自己株式数} \times \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

新株予約権者が死亡したとき。

新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てもしくは滞納処分を受けた場合。

- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。

権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 権利行使期間の初日から1年を経過する日まで | 割当個数の2分の1まで |
| 権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで | 割当個数の4分の3まで |
| 権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 | 割当個数の全部 |
4. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
5. 2019年5月13日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2021年5月13日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権 2016年6月14日臨時株主総会決議

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2(うち社外取締役1) 従業員27
新株予約権の数(個)	46,850 [43,100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,700 [172,400] (注)1.6.7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 [325] (注)2.6.7
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 [325] 資本組入額 325 [163] (注)6.7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{又は処分自己株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。

新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。

権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで	割当個数の4分の1まで
権利行使期間の初日から1年を経過する日まで	割当個数の2分の1まで
権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで	割当個数の4分の3まで
権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降	割当個数の全部

4. 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、本定めに関わらず新株予約権者の相続人がこれを相続します。
5. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
6. 2019年5月13日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2021年5月13日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年3月29日 (注)1.	205,000	3,618,100	277,242	529,507	277,242	514,507
2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)2.	36,600	3,654,700	4,590	534,097	4,590	519,097
2018年7月1日～ 2018年11月30日 (注)2.	32,900	3,687,600	10,110	544,207	10,110	529,207
2018年12月20日 (注)3.	8,600	3,696,200	26,875	571,082	26,875	556,082
2019年1月1日～ 2019年6月30日 (注)2.	26,250	3,722,450	7,387	578,469	7,387	563,469
2019年7月1日 (注)4.	3,722,450	7,444,900	-	578,469	-	563,469
2019年11月27日 (注)5.	314,600	7,759,500	535,339	1,113,808	535,339	1,098,808
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)2.	66,600	7,826,100	19,188	1,132,997	19,188	1,117,997
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)2.	116,700	7,942,800	32,565	1,165,562	32,565	1,150,562

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,940円

引受価額 2,704.80円

資本組入額 1,352.40円

払込金総額 554,484千円

2. 新株予約権の行使による増加です。

3. 特定譲渡制限付株式の発行によるものであります。

発行価格 6,250円

資本組入額 3,125円

4. 2019年5月13日の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,722,450株増加し、7,444,900株となっております。

5. 有償一般募集

発行価格 3,609円

引受価額 3,403.30円

資本組入額 1,701.65円

払込金総額 1,070,678千円

6. 2021年5月13日の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は7,942,800株増加し、15,885,600株となっております。

7. 2021年7月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が38,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,475千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	24	43	39	3	2,741	2,868	-
所有株式数(単元)	-	9,755	805	7,095	6,275	5	55,451	79,386	4,200
所有株式数の割合(%)	-	12.29	1.01	8.94	7.90	0.01	69.85	100.00	-

(注) 自己株式41,792株は、「個人その他」に417単元、「単元未満株式の状況」に92株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤 将雄	東京都品川区	3,794,200	48.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	429,200	5.43
YJ2号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1番3号	360,000	4.55
渡邊 和行	東京都渋谷区	340,000	4.30
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	180,200	2.28
三上 俊輔	東京都港区	175,400	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	169,900	2.15
合同会社クリムゾングループ	東京都港区赤坂1丁目14番5号	160,000	2.02
中村 賀一	神奈川県横浜市都筑区	107,400	1.35
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	106,100	1.34
計	-	5,822,400	73.69

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 41,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,896,900	78,969	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,200	-	-
発行済株式総数	7,942,800	-	-
総株主の議決権	-	78,969	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、自社保有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ユーザーローカル	東京都港区芝五丁目 20番6号	41,700	-	41,700	0.52
計	-	41,700	-	41,700	0.52

(注)2021年9月22日より「所有者の住所」は、上記住所から東京都品川区大崎二丁目11番1号に移転しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,810	139,300
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

特定譲渡制限付株式の無償取得 1,775株

単元未満株式の買取 35株

2. 当期間における取得自己株式には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	20,000	87,400,000	-	-
保有自己株式数	41,792	-	83,584	-

(注)1. 当期間における保有自己株式数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

2. 2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより当期間の「保有自己株式数」が調整されております。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、利益ある成長を達成するため、事業の展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度においては、上記の基本方針に鑑み、当社普通株式1株につき、普通配当5円とすることとしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年9月22日 定時株主総会決議	39,505	5.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーを重視し、企業価値の最大化に取り組んでおり、その実現のためには、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営体制を構築することが必要であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。また中でも上場会社として「取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ株主に対する説明責任が果たせること」、「経営者として企業を規律するために、内部統制の充実がはかられていること」、「適時適切な情報開示ができること」の3点を中心的に整備すべき事項と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当該体制を採用する理由は、独立性の高い取締役会及び監査役会による中立的かつ客観的な監督・監査機能の充実を図ることが、業務の適正性の確保や継続的な企業価値の向上に資すると考えているためであります。

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款の定めにより、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督機関としても機能しております。

議長：代表取締役社長 伊藤将雄

構成員：取締役 渡邊和行、取締役 岩本大輔、社外取締役 松崎良太、社外取締役 伊藤拓

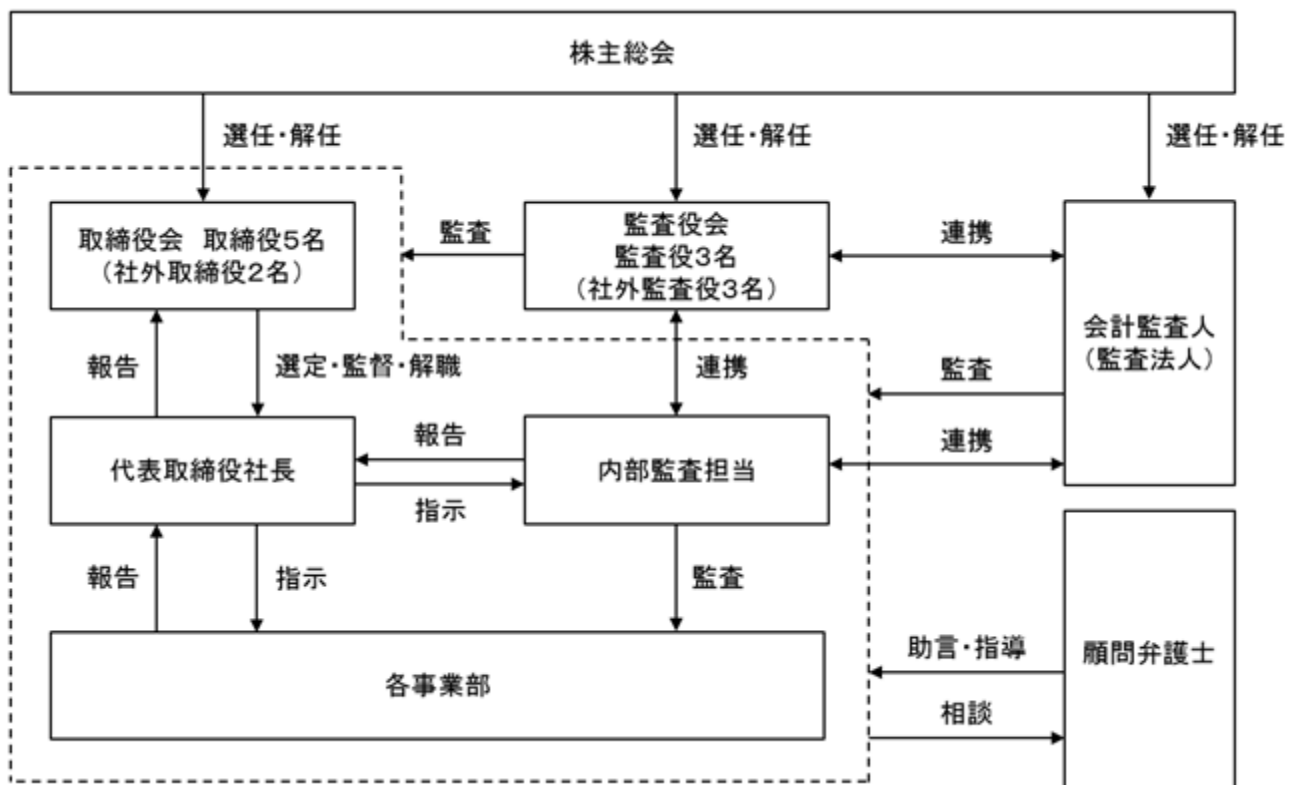
当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

議長：社外監査役 渡辺智美

構成員：社外監査役 中村賀一、社外監査役 田中裕幸

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催し、緊密な連携をとることで監査の実効性と効率性の向上に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令、定款違反等の行為の未然防止及び早期発見を図るとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (3) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存・管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。
- (2) リスク管理委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定し、これらに基づいた業績管理を行う。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 代表取締役社長、その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は、内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
- (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。
- (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的として、2016年1月25日にリスク管理委員会を発足し、管理部が主管部署となり全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

なお、法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反の発生又はその恐れのある状況に適切に対応できるよう、内部通報制度を導入し、窓口として業務執行者ではない常勤監査役を設定しております。また、外部窓口として顧問弁護士を設定しており不祥事の未然防止及び早期発見に努めております。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（業務執行役員である者を除く。）は、有能な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第427条第1項及び当社の定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	伊藤 将雄	1973年12月18日生	1997年4月 株式会社日経BP入社 2000年4月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)入社 2002年4月 みんなの就職株式会社代表取締役 2005年9月 有限会社ユーザーローカル(現当社)設立 2007年8月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	3,794,200
取締役 COO コーポレートセールス 部長	渡邊 和行	1982年7月1日生	2006年4月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)入社 2008年12月 当社入社 2010年10月 当社コーポレートセールス部長(現任) 2014年9月 当社取締役COO(現任)	(注)3	340,000
取締役 CFO 管理部長	岩本 大輔	1982年8月4日生	2006年4月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)入社 2014年4月 メタウォーター株式会社入社 2015年10月 当社入社管理部長(現任) 2016年1月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	41,100
取締役	松崎 良太	1968年11月14日生	1991年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィ ナンシャルグループ)入行 2000年2月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)入社 2011年2月 サードギア株式会社設立代表取締役(現任) 2011年11月 株式会社クラウドワークス取締役 2013年2月 きびだんご株式会社設立代表取締役(現任) 2016年1月 株式会社シンクロ・フード社外取締役(現任) 2019年9月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	伊藤 拓	1974年10月24日生	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 御堂筋法律事務所(現弁護士法人御堂筋法律事 務所)入所 2007年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員(現任) 2016年4月 ピープル株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社CDG社外監査役	(注)3	-
常勤監査役	渡辺 智美	1977年6月24日生	2001年4月 東京三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社)入社 2004年11月 日本ボール株式会社入社 2006年7月 アーンストアンドヤングファイナンシャルサー ビス株式会社入社 2008年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)転籍 2015年9月 当社社外監査役(現任)	(注)4	12,400
監査役	中村 賀一	1973年3月11日生	1995年10月 監査法人トーマツ入所(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 2000年7月 平田公認会計士事務所入所 2004年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 (現任) 2014年12月 株式会社ネオキャリア監査役 2015年9月 株式会社イデアル社外監査役 2016年1月 当社社外監査役(現任)	(注)4	107,400
監査役	田中 裕幸	1970年10月22日生	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマ ツ)入所 1999年4月 司法修習修了弁護士登録 2001年4月 公認会計士登録 2004年11月 田中法律会計事務所開設(現任) 2016年1月 当社社外監査役(現任) 2017年3月 ピープラッツ株式会社社外監査役(現任)	(注)4	9,400
計					4,304,500

- (注) 1. 取締役 松崎良太、伊藤拓は、社外取締役であります。
2. 監査役 渡辺智美、中村賀一、田中裕幸は、社外監査役であります。
3. 取締役 伊藤将雄、渡邊和行、岩本大輔、松崎良太、伊藤拓の任期は、2020年9月24日開催の定時株主総会終結の時から、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年9月24日開催の定時株主総会終結の時から、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役松崎良太氏は、金融業界やIT業界での幅広いご経験及びグローバルな見識を有しており、当社の経営に關して的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外取締役伊藤拓氏は弁護士資格を有しており、法律、経営など高度な専門知識と幅広いご経験から当社の経営に關して専門的な見地からの助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあるため、専門知識と経験を活かして適正な監査を行って頂けるものとして、常勤の社外監査役に選任しております。

社外監査役中村賀一氏は、公認会計士及び税理士としての知見を有し、当社の属する業界にも明るくかつ上場会社のCF0の実務経験もあることから、その広い見識から適格な指摘を行って頂けるものとして、社外監査役に選任しております。なお、当社は過去に同氏より当社の税務に係る助言を受けておりましたが、現在取引関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は弁護士資格及び公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行って頂けるものとして、社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役全員に対し、企業価値の向上を意識した経営の助言、及び経営執行の監視における株主価値に根差した視点の強化を目的として新株予約権の付与を行っており、社外監査役渡辺智美氏、中村賀一氏、田中裕幸氏は当社普通株式を保有しておりますが、いずれの者との間にも人的関係及び取引関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないものと判断しております。また、役員半数以上を社外役員とすることで、外部からの経営監視機能が十分に機能していると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に關わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役会の人員、活動状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）により構成されております。公認会計士、弁護士との2名の社外監査役と、米国公認会計士として監査法人で勤務経験のある常勤監査役1名で構成され、会計、法務等の知見を有しております。監査役会は、監査役会で策定した監査方針及び計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び従業員からその職務の執行に関する説明を受け、重要な書類等を閲覧し、当社の業務全般についても、常勤監査役を中心とした計画的且つ網羅的な監査を実施しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に、また必要に応じて意見交換の場を持ち、お互いの適正な監査の遂行のために連携し、効率的な監査を実施しております。当事業年度においては、内部統制の整備体制、運用状況の再確認、新型コロナウイルス感染症禍における在宅勤務や業務運営、コーポレートガバナンスコードに対応したガバナンスの体制と実効性の向上を重点的に確認し、フォローして参りました。また、「監査上の主要な検討事項（KAM）」について、会計監査人と協議するとともに、関連する情報開示の適切性等について確認しました。

b. 監査役会の開催回数及び出席回数

監査役会は、原則として月1回開催され、常勤監査役が監査役会議長を務め、各監査役間で情報共有を図っています。当事業年度においては、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 渡辺 智美	14回	14回
監査役 中村 賀一	14回	14回
監査役 田中 裕幸	14回	14回

c. 常勤監査役の活動状況

常勤監査役は、「a. 監査役会の人員、活動状況」に記載の活動に加えて、以下のような活動を行っています。

- ・最高財務責任者及び管理部の従業員と定期的な会合を設けて、業務上の重要な事項の報告を受け、必要に応じて意見交換を行っています。
- ・当社のリスク管理委員会の構成員として毎月出席し、当社の事業の状況やリスク等を把握し、必要に応じて意見を述べています。

内部監査の状況

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。当社の内部監査は、経営企画室長が内部監査担当者として実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。なお、経営企画室に対する内部監査は自己監査を回避するため管理部長が監査を担当していません。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 松永 幸廣
指定社員・業務執行社員 安本 哲宏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名
その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、PwC京都監査法人を会計監査人として選定しております。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門・内部監査担当者等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、PwC京都監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第15期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日） EY新日本有限責任監査法人

第16期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日） PwC京都監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

PwC京都監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2020年9月24日（第15回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年11月22日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2020年9月24日開催予定の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、近年、監査報酬が増加傾向にあることなどを契機として、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し、複数の監査法人を対象に比較検討を実施してまいりました。これらの経緯から、当社の事業規模に適した会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を具備していること等を総合的に勘案した結果、新たな会計監査人としてPwC京都監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,000	2,000	20,000	-

(注) 1. 前事業年度における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、市場変更に係るコンフォートレター作成業務であります。

2. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円を会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日の取締役会において役員の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を決議しております。当社の役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長伊藤将雄が決定しております。監査役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

取締役の報酬等の限度額は、2014年10月10日の臨時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人給与を含まない。）と決議しております。また、監査役の報酬等の限度額は、2014年10月10日の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役5名、監査役3名であります。

なお、当事業年度における取締役の個別報酬等は、取締役会における事前協議を行い、代表取締役社長は当該事前協議の内容を踏まえて決定いたしました。また、監査役の個別報酬等は、監査役会において協議・決定いたしました。

(取締役)

取締役の報酬等の額は、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬のみとしております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	55,500	55,500	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	2,100	2,100	-	-	2
社外監査役	5,820	5,820	-	-	3

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加するとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,034,243	4,695,872
売掛金	106,592	129,090
前払費用	71,556	97,770
未収入金	-	17,037
その他	-	55
貸倒引当金	803	452
流動資産合計	4,211,589	4,939,373
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	20,968	35,893
減価償却累計額	14,822	12,639
建物附属設備（純額）	6,146	23,253
工具、器具及び備品	175,517	195,804
減価償却累計額	140,391	158,636
工具、器具及び備品（純額）	35,126	37,168
有形固定資産合計	41,272	60,422
投資その他の資産		
差入保証金	28,967	102,533
保険積立金	40,284	44,920
繰延税金資産	36,549	42,441
長期前払費用	60,625	87,588
投資その他の資産合計	166,427	277,483
固定資産合計	207,699	337,905
資産合計	4,419,289	5,277,278

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	69,878	114,030
未払法人税等	173,437	144,511
前受金	173,036	245,102
預り金	9,487	10,760
未払消費税等	46,577	48,088
その他	8,707	8,765
流動負債合計	481,125	571,258
負債合計	481,125	571,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,132,997	1,165,562
資本剰余金		
資本準備金	1,117,997	1,150,562
その他資本剰余金	3,906	36,259
資本剰余金合計	1,121,904	1,186,821
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,853,197	2,468,663
利益剰余金合計	1,853,197	2,468,663
自己株式	169,935	115,026
株主資本合計	3,938,164	4,706,020
純資産合計	3,938,164	4,706,020
負債純資産合計	4,419,289	5,277,278

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1,667,483	2,088,190
売上原価	153,445	195,603
売上総利益	1,514,037	1,892,586
販売費及び一般管理費	1, 2 826,818	1, 2 1,037,835
営業利益	687,219	854,751
営業外収益		
受取利息	115	51
営業外収益合計	115	51
営業外費用		
株式交付費	10,567	-
株式公開費用	18,634	-
株式報酬費用	-	4,113
営業外費用合計	29,201	4,113
経常利益	658,133	850,689
税引前当期純利益	658,133	850,689
法人税、住民税及び事業税	250,952	241,115
法人税等調整額	12,690	5,891
法人税等合計	238,261	235,224
当期純利益	419,871	615,465

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		55,216	36.0	83,161	42.5
経費		98,229	64.0	112,441	57.5
当期売上原価		153,445	100.0	195,603	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費(千円)	25,677	22,140
消耗品費(千円)	20,035	28,007
賃借料(千円)	21,895	25,808

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	578,469	563,469	-	563,469	1,433,326	1,433,326	150,112	2,425,153	2,425,153
当期変動額									
新株の発行	554,527	554,527		554,527				1,109,055	1,109,055
当期純利益					419,871	419,871		419,871	419,871
自己株式の取得							90,367	90,367	90,367
自己株式の処分			3,906	3,906			70,544	74,451	74,451
当期変動額合計	554,527	554,527	3,906	558,434	419,871	419,871	19,822	1,513,010	1,513,010
当期末残高	1,132,997	1,117,997	3,906	1,121,904	1,853,197	1,853,197	169,935	3,938,164	3,938,164

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,132,997	1,117,997	3,906	1,121,904	1,853,197	1,853,197	169,935	3,938,164	3,938,164
当期変動額									
新株の発行	32,565	32,565		32,565				65,130	65,130
当期純利益					615,465	615,465		615,465	615,465
自己株式の取得							139	139	139
自己株式の処分			32,352	32,352			55,047	87,400	87,400
当期変動額合計	32,565	32,565	32,352	64,917	615,465	615,465	54,908	767,856	767,856
当期末残高	1,165,562	1,150,562	36,259	1,186,821	2,468,663	2,468,663	115,026	4,706,020	4,706,020

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	658,133	850,689
減価償却費	29,734	26,298
貸倒引当金の増減額(は減少)	575	350
受取利息	115	51
売上債権の増減額(は増加)	22,136	22,497
前受金の増減額(は減少)	43,660	72,066
未払金の増減額(は減少)	34,833	17,932
未払消費税等の増減額(は減少)	22,487	1,511
株式交付費	10,567	-
株式公開費用	18,634	-
その他	22,655	18,555
小計	819,030	964,152
利息の受取額	115	51
法人税等の支払額	197,516	267,472
営業活動によるキャッシュ・フロー	621,629	696,732
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,428	19,992
保険積立金の積立による支出	4,636	4,636
差入保証金の差入による支出	-	75,465
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,064	100,094
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	38,377	65,130
株式の発行による収入	1,060,111	-
自己株式の取得による支出	90,367	139
株式公開費用の支出	18,634	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	989,486	64,990
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,588,051	661,629
現金及び現金同等物の期首残高	2,446,192	4,034,243
現金及び現金同等物の期末残高	4,034,243	4,695,872

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～5年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 42,441千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

当社は、データクラウドサービスを顧客企業に提供し、顧客企業からサービスの対価としての利用料を得るビジネスモデルで事業展開を行っております。このようなビジネスモデルに基づく将来予測においては、顧客企業数やこれらの企業に提供するデータクラウドサービスの利用料等に影響を及ぼす経営環境の著しい変化が当期末において見込まれないという判断が、将来の事業計画に基づく繰延税金資産の回収可能性の検討に重要な影響を及ぼし、当該判断は重要な仮定に該当します。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であり、したがって、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.9%、当事業年度35.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.1%、当事業年度64.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
役員報酬	60,285千円	63,420千円
給料及び手当	171,997千円	187,178千円
広告宣伝費	212,907千円	348,082千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
	95,635千円	104,225千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	3,722,450	4,103,650	-	7,826,100
合計	3,722,450	4,103,650	-	7,826,100
自己株式				
普通株式(注)2.	28,427	56,455	24,900	59,982
合計	28,427	56,455	24,900	59,982

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりです。

株式分割による増加	3,722,450株
新株予約権の行使による増加	66,600株
新株式の発行による増加	314,600株

2. 普通株式の自己株式の増加及び減少事由は以下のとおりであります。

株式分割による増加	28,427株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	28,000株
単元未満株式の買取による増加	28株
特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	24,900株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	7,826,100	116,700	-	7,942,800
合計	7,826,100	116,700	-	7,942,800
自己株式				
普通株式（注）2.	59,982	1,810	20,000	41,792
合計	59,982	1,810	20,000	41,792

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりです。

新株予約権の行使による増加 116,700株

2. 普通株式の自己株式の増加及び減少事由は以下のとおりであります。

特定譲渡制限付株式の無償取得による増加 1,775株

単元未満株式の買取による増加 35株

特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 20,000株

3. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年9月22日 定時株主総会	普通株式	39,505	利益剰余金	5.00	2021年6月30日	2021年9月24日

（注） 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の株数を基準としております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	4,034,243千円	4,695,872千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円	-千円
現金及び現金同等物	4,034,243千円	4,695,872千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク)の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,034,243	4,034,243	-
(2) 売掛金	106,592		
貸倒引当金(*1)	803		
	105,788	105,788	-
資産計	4,140,032	4,140,032	-
(1) 未払金	69,878	69,878	-
(2) 未払法人税等	173,437	173,437	-
負債計	243,316	243,316	-

(*1)売掛金について個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,695,872	4,695,872	-
(2) 売掛金	129,090		
貸倒引当金(*1)	452		
小計	128,637	128,637	-
(3) 差入保証金	102,533	102,533	-
資産計	4,927,043	4,927,043	-
(1) 未払金	114,030	114,030	-
(2) 未払法人税等	144,511	144,511	-
負債計	258,541	258,541	-

(*1)売掛金について個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,034,243	-	-	-
売掛金	106,592	-	-	-
合計	4,140,835	-	-	-

当事業年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,695,872	-	-	-
売掛金	129,090	-	-	-
差入保証金	-	102,533	-	-
合計	4,824,962	102,533	-	-

(有価証券関係)

1. 減損処理を行った有価証券
前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 (うち社外取締役1名) 当社従業員21名	当社監査役3名 (うち社外監査役3名)	当社取締役2名 (うち社外取締役1名) 当社従業員27名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 563,200株 (注1、2)	普通株式 35,200株 (注1、2)	普通株式 370,000株 (注1、2)
付与日	2016年2月10日	2016年2月10日	2016年6月30日
権利確定条件	(注3)	(注4)	(注3)
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	自 2018年2月11日 至 2025年12月31日	自 2018年2月11日 至 2025年12月31日	自 2018年7月1日 至 2026年5月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2019年7月1日付で1株につき2株、2021年7月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、上記ストック・オプションの数は分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

(2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

(3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。

新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。

新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げるものとする。

権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで

権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで

権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで

権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部

4. 権利確定条件は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

(2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 新株予約権者が死亡したとき。
 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げるものとする。
- | | |
|--------------------------|-------------|
| 権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで | 割当個数の4分の1まで |
| 権利行使期間の初日から1年を経過する日まで | 割当個数の2分の1まで |
| 権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで | 割当個数の4分の3まで |
| 権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 | 割当個数の全部 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (注)	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)	-	-	-
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	354,000	6,400	249,200
権利確定	-	-	-
権利行使	168,000	3,600	61,800
失効	-	-	-
未行使残	186,000	2,800	187,400

(注) 2019年7月1日付で1株につき2株、2021年7月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、上記は分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権 (注)1	第4回新株予約権 (注)1	第5回新株予約権 (注)1
権利行使価格 (円)	263	263	325
行使時平均株価 (円)	2,045	2,074	2,074
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-

(注)1. 2019年7月1日付で1株につき2株、2021年7月1日付で1株につき2株の株式分割を行っており、上記は分割後の価格に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式及び類似会社比準方式により算定された価格に基づき決定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 297,900千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 414,090千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 6 月30日)	当事業年度 (2021年 6 月30日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	9,048千円	9,048千円
未払事業税	9,896	11,276
減価償却超過額	5,806	5,075
株式報酬費用	7,676	13,842
その他	4,122	3,197
繰延税金資産計	36,549	42,441
繰延税金資産の純額	36,549	42,441

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 6 月30日)	当事業年度 (2021年 6 月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.4	0.3
留保金課税	7.2	-
税額控除額	2.0	2.9
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2	27.7

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、データクラウド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、データクラウド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）	当事業年度 （自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり純資産額	253.55円	297.81円
1株当たり当期純利益金額	27.60円	39.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.62円	38.29円

（注）1．当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

2．「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）	当事業年度 （自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	419,871	615,465
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	419,871	615,465
普通株式の期中平均株式数（株）	15,213,328	15,660,754
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	560,416	414,172
（うち新株予約権（株））	（560,416）	（414,172）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式分割)

2021年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の目的

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2021年6月30日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,942,800株
今回の分割により増加する株式数	7,942,800株
株式分割後の発行済株式総数	15,885,600株
株式分割後の発行可能株式総数	26,000,000株

3. 日程

- (1) 基準日公告日 2021年6月15日(火曜日)
- (2) 基準日 2021年6月30日(水曜日)
- (3) 効力発生日 2021年7月1日(木曜日)

4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

5. 新株予約権の行使価格の調整

2021年7月1日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第3回新株予約権	525円	263円
第4回新株予約権	525円	263円
第5回新株予約権	650円	325円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	20,968	21,928	7,004	35,893	12,639	4,158	23,253
工具、器具及び備品	175,517	24,282	3,995	195,804	158,636	22,140	37,168
有形固定資産計	196,486	46,211	10,999	231,697	171,275	26,298	60,422
無形固定資産							
ソフトウェア	5,350	-	-	5,350	5,350	-	-
無形固定資産計	5,350	-	-	5,350	5,350	-	-
長期前払費用	84,904	61,228	6,158	139,974	52,386	34,265	87,588

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	本社内装工事	6,407千円
	本社電気設備工事	4,923千円
	本社非常用設備工事	3,725千円
工具、器具及び備品	データクラウド事業向けサーバーの取得	17,955千円
長期前払費用	譲渡制限付株式報酬	61,228千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	803	452	463	340	452

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	2,715,474
定期預金	1,980,397
合計	4,695,872

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
パナソニック株式会社	770
株式会社エムアンドシーシステム	770
株式会社そごう・西武	770
キャノンマーケティングジャパン株式会社	715
ニフティ株式会社	660
ネスレ日本株式会社	660
その他	124,745
合計	129,090

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
106,592	1,574,095	1,551,597	129,090	92.3	27.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	466,971	973,351	1,512,150	2,088,190
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	212,614	447,261	677,139	850,689
四半期(当期)純利益金額(千円)	132,137	279,387	421,625	615,465
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	8.48	17.90	26.97	39.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	8.48	9.42	9.07	12.33

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり四半期(当期)純利益金額」を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.userlocal.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）2020年9月25日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月25日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16期第1四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月11日 関東財務局長に提出。

（第16期第2四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月10日 関東財務局長に提出。

（第16期第3四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月12日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年9月28日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年5月13日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正四半期報告書及び確認書

（第16期第2四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年5月11日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月22日

株式会社ユーザーローカル
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松永 幸廣

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安本 哲宏

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザーローカルの2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザーローカルの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性（【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．繰延税金資産、（税効果会計関係））	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年6月30日現在、貸借対照表に繰延税金資産42,441千円を計上している。会社は将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、将来減算一時差異について全額回収可能性があると判断している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に関する経営者の判断を伴う。</p> <p>会社は、データクラウドサービスを顧客企業に提供し、顧客企業からサービスの対価としての利用料を得るビジネスモデルで事業展開を行っている。このようなビジネスモデルに基づく将来予測においては、顧客企業数やこれらの企業に提供するデータクラウドサービスの利用料等に影響を及ぼす経営環境の著しい変化が当期末において見込まれないという判断が、繰延税金資産の回収可能性の検討に重要な影響を及ぼし、当該判断は重要な仮定に該当する。</p> <p>当該重要な仮定は将来の予測及び見積りの不確実性を伴い、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が実施した過去及び当期の期末における将来減算一時差異と課税所得の比較資料を入手し、関連資料との整合を確かめた。 ・将来の市場動向や経済情勢を踏まえた将来の成長性及び新型コロナウイルス感染症の影響が会社の売上高及び費用構造に及ぼす影響に関して経営者と議論し、利用可能な会社内部情報と比較し、経営者の見解を検討した。 ・将来の事業計画を入手し、経営者によって承認された予算との整合性を確認するとともに、事業計画上の顧客企業数及び利用料の推移を過去実績と比較し、過年度及び期末日後の事業計画の達成度合いの検討を行うことで将来の事業計画の信頼性を評価した。 ・将来の事業計画に不確実性を加味した場合の課税所得水準額を独自に見積り、会社の実施した繰延税金資産の回収可能性の判断に与える影響を検討した。

その他の事項

会社の2020年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年9月24日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユーザーローカルの2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ユーザーローカルが2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。